

坂戸市消防団員互助会会則

(昭和61年4月1日制定)

(名称及び組織)

第1条 この会は、坂戸市消防団員互助会（以下「互助会」という。）と称し、坂戸市消防団員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事務所)

第2条 互助会の事務所は、坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部 消防団事務室に置く。
所在地：〒350-0221 坂戸市鎌倉町 16-16 坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防本部内

(目的)

第3条 互助会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、併せて消防行政に関する諸般の事項を調査研究し、消防力の増強に資することをもって目的とする。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 共済給付
- (2) 福利厚生事業
- (3) 教養研修事業
- (4) 広報活動事業

(役員)

第5条 互助会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	2名
評議員	若干名

(役員を選任)

第6条 会長は消防団長とし、副会長は副団長をもってこれにあてる。

2 理事は、分団長の職にある者をもってこれにあてる。

3 監事は、評議員会において副分団長の職にある者の中から選任する。

4 評議員は、副分団長の職にある者（監事に選任された者を除く。）をもってこれにあてる。

5 会長は、必要に応じ会員の中から役員を選任することができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、互助会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定めた順位に従いその職務を代理する。

3 理事は、互助会の運営について参画協議する。

4 監事は、互助会の会務及び経理について監査する。

(会 議)

第8条 互助会の会議は、評議員会及び理事会とする。

2 評議員会は、総会に代えるものとし、会長、副会長、理事、監事及び評議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、必要があると認めたときは、随時これを開催することができる。

3 理事会は、会長が必要の都度これを召集する。

4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数、表決)

第9条 評議員会は、役員の三分の二以上の出席をもって構成し、議事は出席役員の過半数をもって決する。

2 理事会は、会長、副会長、理事の過半数以上の出席をもって構成し、議事は出席役員の総意をもって決する。

(顧 問)

第10条 互助会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(経 費)

第11条 互助会の経費は、会費、及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、会員1人年額12,000円とし、年1回(10月)に徴収する。

3 年度を通して休団中の会員は、会費の徴収を免除する。

但し、会員が休団中であっても共済給付金の給付条件は継続することとする。

4 年度途中で入団及び休団・復団が生じた際は、月額1,000円として算出し期間分を理事を通じて徴収する。

但し、年度途中で退団した会員に対し、残存期間分の会費の還付は行わない。

(手 当)

第12条 委員会(広報委員会、親睦委員会)委員への手当は、会費、及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 委員手当は、委員それぞれに対し年1回委員会活動費として支給する。

3 本手当は、組合から支給される費用弁償とは別に互助会から支給するものとする。

(会計年度)

第13条 互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会 計)

第14条 互助会に会計を置く。

2 会計は、会長が会員の中から任命する。

3 会計は、会長の命を受け庶務に従事する。

(書 記)

第15条 互助会に書記を置く。

2 書記は、会長が会員の中から任命する。

3 書記は、会長の命を受け庶務に従事する。

(その他)

第16条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年6月11日から施行し、改正後の第15条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。